

令和5年度第1回北海道文化財保護審議会 議事録

日 時 令和5年(2023年)5月19日(金)10時00分~11時00分

場 所 道庁別館7階教育委員会室(札幌市中央区北3条西7丁目)

Web会議システム(Zoom)

出席者 出席委員12名

内田 祐一(文化庁企画調整課アイヌ民族博物館アイヌ文化振興調査官)
熊木 俊朗(東京大学大学院常呂実習施設教授)
白木 彩子(東京農業大学生物産業学部准教授)
鈴木 明彦(北海道教育大学札幌校教授)
角 美弥子(北海道教育大学岩見沢校准教授)
谷本 晃久(北海道大学大学院教授)
中島 宏一(北海道開拓の村館長・一般財団法人北海道歴史文化財団事業本部長)
並川 寛司(北海道教育大学名誉教授)
羽深 久夫(札幌市立大学名誉教授)
森 雅人(札幌大谷大学教授)
山本 亜生(小樽市総合博物館主査)
近藤 昌幸(北海道森林管理局計画保全部長)

議 題 (1) 報告事項

ア 文化財の指定(登録)の状況について
イ 縄文遺跡群の学校教育への活用について
ウ 北海道内の埋蔵文化財調査により発見された遺骨等の取扱方針について

(2) 協議事項

ア 道指定文化財への指定に向けた取組について

議事要旨

1 開 会

(小松係長)

ただいまから、令和5年度第1回北海道文化財保護委員会を開会いたします。

私は、司会を担当します、北海道教育庁文化財・博物館課の小松です。

よろしく願いいたします。

本日は、12名の委員の皆様にご出席いただいております、審議会条例第6条の2で規定する定足数である委員総数の2分の1以上を満たしていることを報告いたします。

本日の議事要旨は、事務局で整理し、後日お示ししたいと考えております。

また、道教委のホームページに掲載し、公表することとします。

それでは、開会にあたりまして、北海道教育庁生涯学習推進局長 村上からご挨拶申し上げます。

2 生涯学習推進局長挨拶

(村上局長)

北海道文化財保護審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日はご多用のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます

また、委員の皆様には、日頃より本道の文化財保護行政の推進に、格別のお力添えをいただいておりますことに、この場を借りて、厚くお礼申し上げます

さて、5月8日より新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが5類に移行となり、昨日には、江差の姥神大神宮渡御祭が4年ぶりに通常開催されるという、嬉しいニュースがあったところでございますが、本審議会におきましても、約3年ぶりにこのような対面ということで会議を開催する運びとなりました。

新型コロナウイルスによる外出制限で、地域に根付いている年中行事、民俗芸能といった、無形の民俗文化財の取組が中止となるなど、文化財を取り巻く環境も大きく変化しておりますが、

今後、新しい生活へとシフトしていく中で、他の文化財も含めた新たな保存・伝承の方策につきまして、皆様のお知恵を借りながら、取り組んでいきたいと考えております。

本日の審議会では、世界遺産に登録されております、縄文遺跡群の学校教育への活用状況などについてご報告をさせていただいた後、北海道指定文化財への指定に向けた取組についてご議論いただきたいと思いますと考えております。

限られた時間ではありますが、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

(小松係長)

それでは議事に入らせていただきます。本日の会議は11時を目処に終了したいと思いますので、議事進行にご協力をお願いいたします。

この後の議事進行につきましては、北海道文化財保護審議会運営要項第1条で会長が行うことになっております。

森会長よろしくお願ひいたします。

3 議 事

(1) 報告事項 (公開)

(森会長)

それでは、議事を進めてまいります。

議事に入ります前に、この会議の公開、非公開についてお諮りします。

「報告事項」については公開とさせていただき、「協議事項」については北海道の文化財指定に関する案件であり、意思形成過程にあることから、非公開の取扱いとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

特になし

(森会長)

それでは報告事項に入ります。

お手元の報告事項のアからウにつきまして、事務局から説明していただきたいと思います。質問に関しては、事務局から説明した後、一括してお願いしたいと思います。

ア 文化財の指定 (登録) の状況について

(本間補佐)

それではご説明いたします。

登録有形文化財の登録についてご説明いたします。「報告資料1」をご覧ください。

令和5年2月27日付の官報において、小樽市にごさいます「銀鱗荘旧本館 (旧猪股家住宅)」と「グリル銀鱗荘 (旧北海道水産記念館)」の登録が告示されました。

2棟の建築物は、明治後期に余市町で建築された後、昭和16年に現所在地である小樽市に移築されました。

ニシン漁が盛んだった当時を偲ばせる豪壮であり、記念碑的な建物であり、現在は、旅館施設・レストランとして活用されております。

これら建造物の登録により、道内の国の登録有形文化財 (建造物) ですが、登録数は146件となりました。

イ 縄文遺跡群の学校教育への活用について

(藤原補佐)

続きまして、私の方から2件報告させていただきます。

まず、1件目ですけども「縄文遺跡群の学校教育への活用について」ということで、「報告資料2」をご覧ください。

令和4年度に北海道教育委員会で実施しました「縄文時代に学ぶ・世界遺産を活用した次世代育成事業」におきまして、世界遺産の構成資産や、縄文時代の出土品を解説いたします、児童生徒向けの教材を作成し、公開しましたので、報告します。

北海道教育委員会では、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を機に、児童生徒の遺跡への関心を深め、郷土への誇りと愛着の醸成を図るため、世界遺産を活かした教育に取り組んでおります。

令和4年度は、児童生徒が1人1台端末として、授業で使用しておりますパソコンやタブレットで操作が可能なデジタル教材を作成し、文化財・博物館課のホームページに「学んでみよう～北海道の縄文遺跡」というタイトルで公開しました。

デジタル教材を口頭で説明するのはなかなか難しいので、スマホをお持ちの委員の方は、資料にある「QRコード」を読み取ってみて、実際にデータをご覧になっていただきたいと思えます。

「VRツアーデータ」では、世界遺産の構成資産、関連資産の4遺跡を作成しました。

360度を見渡せるVRの技術によりまして、遺跡を実際に歩いているように散策したり、竪穴住居の中に入ることもできます。

また、ドローンで作成した画像もありまして、遺跡が立地している場所や、遺跡の大きさを、上空から見ることもできます。

この教材を使って、実際に授業を実施したという学校から聞いた児童生徒の反応として、「竪穴住居の中に入って、たき火をしているのを見て、家の中で火を燃やしてよいのか。」といった、いかにも子どもらしい質問というか、そのような質問があったという話も聞いております。

また、出土品の3Dデータについても、「報告資料2」の下の方に掲載していますが、世界遺産やその周辺の遺跡の出土品12点について作成しました。

普段は、ガラスケースの向こうにあって、容易に手に取ることができない重要文化財となっている貴重な出土品を、いろいろな角度から見たり、また、拡大して見ることもできます。

これについても、児童生徒が勾玉の首飾りやうるしの櫛などを見たりして、「縄文人というのは、かなりおしゃれだったのですね。」といった感想などがあったと聞いています。

さらに、これらの教材を作成しただけでは学校で活用されないということで、教材を授業で活用するための小中高校生の指導案を北海道教育委員会の指導主事が作成・公開しております。

令和5年度以降は、各学校で、この教材を用いて、縄文文化についての授業が広く行われる体制を整えております。

今、委員の皆様が御自身のスマホで御覧になっている内容について、学校では、先生が「授業はもう終了です。」と言った後でも、児童生徒が夢中になって、タブレット端末を操作することをなかなかやめない子もいるなど、ゲーム感覚のような形で、児童生徒が縄文文化に触れ合うことができているようです。

ウ 北海道内の埋蔵文化財調査により発見された遺骨等の取扱方針について

(藤原補佐)

続きまして、「北海道内の埋蔵文化財調査により発見された遺骨等の取扱方針について」ということで、「報告資料3」をご覧ください。

昨年度の審議会でも報告しました通り、北海道教育委員会では、平成17・19年の恵庭市内の河川改修事業に伴う調査において、公益財団法人北海道埋蔵文化財センターが実施した埋蔵文化財調査により発見されました、2体のアイヌのご遺骨とそれに伴う副葬品を、北海道立埋蔵文化財センターで保管しています。

このことについては、文化庁が実施した保管状況の調査により、令和2年1月に北海道立埋蔵文化財センターで保管されていることが公表されています。

その後、令和4年7月に、文化庁より、「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」という通知がありました。

この通知では、アイヌのご遺骨等はアイヌの人々への返還を目指すといった基本的な考え方が示されまして、「各機関の実情に合わせて、具体的な地域返還の取扱方針案を作成し、意見募集の上、策定するというように」といった指示がありました。

そのため、北海道教育委員会では、取扱通知に基づいて、意見募集の上、令和4年12月に取扱方針を策定しまして、当該アイヌのご遺骨の返還申請の受付を開始しております。

現在、出土地域のアイヌの団体より、返還申請がありまして、取扱方針に基づきまして、反対意見等を本年6月21日まで受付けているところです。

また、埋蔵文化財調査で発見される遺骨等については、遺失物法あるいは文化財保護の手続きにより、北海道に所有権が帰属すること、アイヌの遺骨等は原則として、地域返還することになったことから、令和5年3月に「北海道内の埋蔵文化財調査により発見された遺骨等の取扱方針」を策定し、今後、遺跡等の埋蔵文化財調査で、アイヌのご遺骨等が発見された場合の取扱いを決定しました。

事務手続の流れは、「報告資料3」の流れ図にある通りです。アイヌ遺骨等に該当する場合の地域返還の流れは、令和4年12月に策定した取扱方針に準拠していきまして、返還の流れは資料の図と全く同じ流れになっております。

今後の発掘調査で発見されたご遺骨等の取り扱いについては、「発見されたご遺骨等がアイヌ遺骨に該当するものかどうか」という基準が、国により示されていないため、おそらく示すことはできないと思いますけれども、遺骨等がアイヌ遺骨に該当するかどうかといったことについて、意見募集を実施することにしていきます。

そして、提出された意見とその根拠を勘案しまして、ご遺骨等がアイヌ遺骨等に該当すると判断して、アイヌ遺骨等に該当するとなった場合には、出土地域のアイヌの人々に返還を目指すこととなります。

今後につきましては、先ほどご説明しました通り、現在、北海道教育委員会が保管している恵庭市2体のアイヌのご遺骨等を、早ければ、今年の夏頃に地域返還をする予定です。

また、今後、新たに埋蔵文化財調査により、アイヌのご遺骨の所有権が北海道に帰属した場合は、アイヌのご遺骨に該当するかという意見募集を実施して、該当すると判断された場合には、恵庭市と同様の手続きにより、地域返還を行う予定になっています。

(森会長)

ありがとうございました。

ただいまご説明のありました報告事項につきまして、一括してご質問を受けたいと思いますが、質問等ございますか。

私の方からお聞きしたいのですが、「報告資料2」の「VRツアー」というのは今後も（学校の）授業で展開されていくのでしょうか。

(藤原補佐)

教材としてはこれで終わりとなりまして、今後は授業で活用していく体制を整えていくこととなります。

昨年度、この教材を用いて「模擬授業」を実施したところ、児童生徒から「縄文時代の生活の様子についてまだ少しわかりづらい。」といった意見など上がっています。

今年度は、縄文的な生活について、児童生徒にわかるような動画の作成をする予定です。

例えば、今回作成したVRツアーデータでは、「貝塚があって、土器があって、そして家の中でたき火をやって…」という内容について理解することはできますが、それが、「海で貝を採ってきて、貝を剥いて、身を剥がした貝は貝塚に捨てて、そして、土器を作って、その土器で煮物とかを料理して…」といった内容について、現時点では、教師が児童生徒にいちいち説明しなければならない状態のものになっていますので、それを簡単な流れのような形にすれば、児童生徒がVR動画に入ったときに自分で理解しやすいのではないのかといった指摘などを受けまして、そのような動画を作成する準備を進めているところです。

これについても、学校で使うことを目的に作りますけれども、一般の方も閲覧できるよう、データ公開をする予定です。

(森会長)

「VRツアーデータ」などは、学習教材だけとしてではなくて、今後、いろいろな領域で活用することが可能ではないかと私自身思っていて、足腰の悪いお年寄り向けのバーチャルのツアーなどもありますので、この事業はいろいろな汎用性のある事業だと思いました。今後の展開を期待したいと思っています。

(羽深委員)

確認したい点がありますが、(昨年度の審議会で)道の有形民俗文化財に指定されている「江差町の横山家」について、所有者が亡くなられてから、遺族による所有者変更等の手続きも行われず、また、修理なども行っておらず、そのままになっているということでしたが、その後はどうになりましたか。

(本間補佐)

依然として、遺族の間で所有者を誰にするといったことが決まってない状態で、状況は変わっていないようです。

(羽深委員)

もう一点、札幌市の豊平館と時計台のペンキについて、明治のものをそのまま使っており、剥離が激しい状況となっていて、現在、修理していますが、修理をしても、劣化が早くて、5年くらいで剥がれてしまう。

道内にある他の建造物についても、それぞれどのようにして修理するのかわかりませんが、その辺りについて少し気にとめておいてほしいです。

(本間補佐)

わかりました。

(森委員)

ここから協議事項に移りますが、協議事項は非公開案件なので、傍聴の方は退席願います。